

京都市収入証紙条例を廃止する条例（平成22年3月26日京都市条例第48号）（会計室）

区役所出張所における戸籍附票の写し，住民票の写し，印鑑証明等の発行手数料の徴収について，また区役所や区役所支所における国民健康保険料や介護保険料等の納入証明等の発行手数料の徴収について，証紙による収入方法を採用しておりましたが，現金による取扱いとすることによって，収納事務の効率化を図るため，収入証紙条例を廃止することとしました。

この条例は，平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市収入証紙条例を廃止する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第48号

京都市収入証紙条例を廃止する条例

京都市収入証紙条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に売りさばかれた京都市収入証紙(この条例による廃止前の京都市収入証紙条例附則第2項の規定により当分の間有効とされた収入証紙を含む。)は、消印されたもの又は著しく汚染し、若しくはき損したものを除き、平成27年3月31日までの間、これを返還し、その額面金額に相当する額の現金の還付を受けることができる。

(会計室)